

都市税源の充実強化等に関する提言

都市の自主財源の根幹である都市税源を充実させるため、国は、次の事項の早期実現のため適切な措置を講じられたい。

1. 真の分権型社会の確立に向けた地方税体系の構築

- (1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。
- (2) 都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、地方消費税率の引上げなどにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。
- (3) 地方に影響を及ぼす税制改正の検討に当たっては、「国と地方の協議の場」等を通じ、地方の意見を十分反映すること。

2. 環境施策に係る地方の役割に応じた地方税財源の確保及び車体課税の維持確保

- (1) 都市自治体の地球温暖化対策に係る財源については、地球温暖化対策など環境施策において都市自治体の果たしている役割及び財政負担を十分勘案し、その役割等に応じた税財源を確保する仕組みとすること。
- (2) 自動車重量税及び自動車取得税の車体課税については、極めて厳しい都市自治体の状況及び地球温暖化対策の観点から、代替財源を示さない限り、市町村への財源配分の仕組みを含め堅持すること。

3. 社会保障と税の一体改革における地方財源の安定的確保

都市自治体の社会保障サービスを持続的に提供できるよう地方消費税率の引上げ等による安定財源の確保とともに、国の画一的な制度では対応できないニーズを地方単独事業と組み合わせて社会保障を維持しているという実態を踏まえ、地方単独事業を含めた社会保障サービスに係る財政需要を的確に地方財政計画に反映し、都市税財源の充実強化を図ること。

4. 固定資産税等の安定的確保

- (1) 固定資産税は、税源の偏在性が小さく、行政サービスの提供を支えるうえで重要な基幹税目であることから、その安定的確保を図ること。
- (2) 国有提供施設等所在市町村助成交付金については、基地所在都市の厳しい財政状況と固定資産税の代替的性格を考慮し、一般行政施策と同列視して減額することなく、十分な予算額を確保すること。
また、現在対象となっていない事務所等施設について交付金措置をすること。

5. 諸税の課税制度の見直し及び充実確保

- (1) 原動機付自転車に対する軽自動車税については、徴税効率が極めて低い現状にかんがみ、標準税率、課税方法等の課税制度の見直しを検討すること。
- (2) ゴルフ場利用税については、ゴルフ場所在地におけるゴルフ場関連の財政需要に要する貴重な財源であることから、現行制度を堅持すること。
- (3) 相当期間にわたって据え置かれている特別とん税等の定額課税の税率を引き上げること。

6. 租税特別措置、非課税等特別措置の整理合理化

地方税における税負担軽減措置等については、税負担の公平確保の見地からより一層の整理合理化を図ること。

特に、固定資産税の非課税、課税標準の特例措置については、抜本的是正措置を講じること。

また、地方税収に影響を及ぼす国税における租税特別措置についても見直しを行うこと。

7. 課税・徴収体制等の改善

- (1) 公的年金からの個人住民税の特別徴収制度においては、受給者の転出入や税額変更に伴う徴収方法の変更に関して、迅速かつ合理的な事務処理が可能となる、また納税者の理解を得やすい徴収方法となる制度に改善すること。
- (2) 個人道府県民税の徴収取扱費の算定について、各市町村が取り組む納税環境の整備や徴収努力が反映された算定となるよう見直すこと。

8. 地方税法の改正時期

地方自治の根幹である税条例の改正について地方議会での議論の時間や住民への周知期間が十分確保されるよう、地方税法等の改正の時期について配慮すること。

9. 東日本大震災関係

東日本大震災の被災者に対する地方税等の減免措置による減収額については、全額国費により財政措置を講じること。